

男女共同参画に関する市民意識・実態調査

調査へのご協力をお願い

平素は市政に対し、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この調査は、今後の男女共同参画施策を進めていく上での基礎資料として活用するために、男女共同参画に関する市民の皆様のお考えをお尋ねするものです。調査結果を目的外に使用することはありません。

また、男女共同参画社会基本法に基づく市の施策の進捗状況を確認する調査であるため、「男性」「女性」としてお聞きしていますが、その他の性が存在しないと認識しているものではありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、ぜひご協力くださいますようお願いいたします。

令和6年(2024年)8月

吹田市

<ご回答にあたってのお願い>

◇この調査票は、吹田市に住む18歳以上の方2,000人(男女各1,000人)を無作為に選び、お送りしています。

◇無記名ですので、どなたの答えかわからないようになっています。率直に、思うままをお答えください。回答内容についてあなたにご迷惑をおかけすることはありません。

◇あて名のご本人がお答えください。(病気などの理由でご本人が回答できない場合は、ご家族などに代理で記入または入力していただくか、下記までご相談ください。)

◇質問ごとに、記載している方法に従ってご回答ください。お答えが「その他」にあてはまる場合は、()に具体的にご記入ください。

回答の方法は、(1)調査票での回答と(2)インターネットでの回答の2種類からお選びください。

(1) 調査票での回答

◇ボールペンやえんぴつなどでハッキリとお書きください。

◇記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、9月17日(火)までにポストにご投函ください。

(2) インターネットでの回答

◇右下の二次元コードを読み取るか、下記のURLを入力すると、回答画面にアクセスできます。

◇IDとパスワードを入力してから、回答を開始してください。なお、IDとパスワードについて、重複回答を防ぐためのものであり、個人が特定されることはありません。

URL	https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/suitadanjo/survey/		
ID		パスワード	



この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

吹田市 市民部 人権政策室 電話：06-6384-1461(直通) FAX：06-6368-7345

あなた自身のことについておたずねします (統計的な分析に必要なためおたずねします)

問1 あなたの性別をお答えください。[○は1つ]

- | | | | |
|--------|--------|----------------|-----------|
| 1. 男 性 | 2. 女 性 | 3. 1、2のどちらでもない | 4. 答えたくない |
|--------|--------|----------------|-----------|

※本調査は、男女共同参画や男女の平等に関する意識などを調査するため、性別をご回答いただいています。
戸籍上の区分に関わらず、ご自身の性自認に基づいてご記入ください。

問2 あなたの年代をお答えください。[○は1つ]

- | | | | |
|----------|----------|-----------|----------|
| 1. 10 歳代 | 2. 20 歳代 | 3. 30 歳代 | 4. 40 歳代 |
| 5. 50 歳代 | 6. 60 歳代 | 7. 70 歳以上 | |

問3 あなたは結婚等※していますか。[○は1つ]

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 結婚している | 2. 結婚していない |
| 3. 結婚後、離別した | 4. 結婚後、死別した |
| 5. その他 () | |

※事実婚を含み、配偶者・パートナーがいること。

問4 あなたの家族構成についてお答えください。[○は1つ]

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 自分ひとりだけ | 2. 夫婦またはカップル |
| 3. 自分と子供 | 4. 配偶者と子供 |
| 5. 配偶者と親 | 6. 親と配偶者と子供 |
| 7. 祖父母と親と配偶者 | 8. 配偶者と子供と孫 |
| 9. その他 () | |

問5 あなたとあなたの配偶者・パートナーの職業をお答えください。

配偶者・パートナーがいない方は、ご自身の欄だけ記入してください。[○はそれぞれ1つ]

ご自身の職業 (○は1つ)	配偶者・パートナーの職業 (○は1つ)
1. 会社、団体、官公庁などの正社員・正職員	1. 会社、団体、官公庁などの正社員・正職員
2. 会社、団体、官公庁などの非正規職員(契約社員、派遣社員、パート、アルバイトなど)	2. 会社、団体、官公庁などの非正規職員(契約社員、派遣社員、パート、アルバイトなど)
3. 自営業主または家族従業員	3. 自営業主または家族従業員
4. 家事専業	4. 家事専業
5. 学生	5. 学生
6. 無職(家事専業を除く)	6. 無職(家事専業を除く)
7. その他()	7. その他()

男女の平等や地域生活についておたずねします

問6 次の各分野において男女の地位は、どの程度平等になっていると思いますか。
 [(1)～(8)それぞれに、○は1つ]

	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	わからない
(1) 家庭生活の場では	1	2	3	4	5	6
(2) 職場では(賃金や待遇など)	1	2	3	4	5	6
(3) 地域活動の場では	1	2	3	4	5	6
(4) 学校教育の場では	1	2	3	4	5	6
(5) 政治の場では	1	2	3	4	5	6
(6) 法律や制度の上では	1	2	3	4	5	6
(7) 慣習やしきたり(冠婚葬祭など)では	1	2	3	4	5	6
(8) 社会全体として	1	2	3	4	5	6

問7 次のような結婚・育児についての意見をどう思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。[(1)～(6)それぞれに、○は1つ]

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえば思わない	いそう思わない	わからない
(1) 結婚は必ずしも、しなくてもよい	1	2	3	4	5
(2) 結婚生活がうまくいかなかったら離婚してもよい	1	2	3	4	5
(3) 夫と妻が別姓を名乗ってもよい	1	2	3	4	5
(4) 結婚しても必ずしも子供をもつ必要はない	1	2	3	4	5
(5) 子供の数や産む時期を決めるにあたっては、女性の主体的な意見を尊重した方がよい	1	2	3	4	5
(6) 3歳までは、母親が家庭で子育てすべきという考えにはこだわらない	1	2	3	4	5

問8 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。[○は1つ]

1. 同感する	2. どちらかといえば同感する
3. どちらかといえば同感しない	4. 同感しない
5. わからない	

問9 次の家庭内の仕事について、どのように担当するのが望ましいとお考えですか。

配偶者・パートナーがいない方も、仮にいと想定してお答えください。

〔(1)～(10)それぞれに、○は1つ〕

	全て妻の担当	主に妻の担当	夫と妻が同じ 程度に担当	主に夫の担当	全て夫の担当	その他の人が 主に担当	わからない
(1) 生活費を得る（稼ぐ）	1	2	3	4	5	6	7
(2) 掃除・洗濯をする	1	2	3	4	5	6	7
(3) 食事のしたくをする	1	2	3	4	5	6	7
(4) 日々の家計を管理する	1	2	3	4	5	6	7
(5) 子供の教育としつけをする	1	2	3	4	5	6	7
(6) 乳幼児の世話をする	1	2	3	4	5	6	7
(7) 老親や病身者の介護や看護をする	1	2	3	4	5	6	7
(8) 親戚づきあいをする	1	2	3	4	5	6	7
(9) 近所づきあいをする	1	2	3	4	5	6	7
(10) 高額の買い物を決定する	1	2	3	4	5	6	7

問10 1日のうちであなたが仕事(在宅就労を含む)を除く時間で、家事、育児、介護に要する平均時間は、それぞれどのくらいですか。〔○はそれぞれ1つ〕

(1) 家事

平日（○は1つ）	休日（○は1つ）
1. なし 2. 1時間未満 3. 1時間～3時間未満 4. 3時間～5時間未満 5. 5時間以上	1. なし 2. 1時間未満 3. 1時間～3時間未満 4. 3時間～5時間未満 5. 5時間以上

(2) 育児

平日（○は1つ）	休日（○は1つ）
1. なし 2. 1時間未満 3. 1時間～3時間未満 4. 3時間～5時間未満 5. 5時間以上	1. なし 2. 1時間未満 3. 1時間～3時間未満 4. 3時間～5時間未満 5. 5時間以上

(3) 介護

平日 (○は1つ)	休日 (○は1つ)
1. なし	1. なし
2. 1時間未満	2. 1時間未満
3. 1時間～3時間未満	3. 1時間～3時間未満
4. 3時間～5時間未満	4. 3時間～5時間未満
5. 5時間以上	5. 5時間以上

問 11 生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域活動」「個人生活」の優先度についてお答えください。
あなたの希望とあなたの現実（現状）について、1番と2番はどれですか。

[内に数字を記入]

あなたの希望	第1に を優先したい	第2に を優先したい
あなたの現実（現状）	第1に が優先されている	第2に が優先されている



1. 仕事	2. 家庭生活	3. 地域活動	4. 個人生活
-------	---------	---------	---------

問 12 あなたが、今後、社会・地域活動に参加しようとする時、何かさまたげになるようなことがありますか。[○は3つまで]

1. 仕事が忙しく、時間がない
2. 家事・育児が忙しく、時間がない
3. 子供の世話を頼めるところがない
4. 親や病人の介護を頼めるところがない
5. 自分の健康や体力に自信がない
6. 身近なところに活動する場所がない
7. 経済的な余裕がない
8. 配偶者や家族の理解が得られない
9. 職場の上司や同僚の理解が得られない
10. 自分のやりたい活動をしているグループや団体を知らない
11. その他 ()
12. 特にさまたげになることはない
13. わからない

問 13 男性が家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。〔〇は3つまで〕

1. 男女の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること
2. 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加することについて、社会的評価を高めること
3. 夫婦の間で家事などの分担をするように十分話し合うこと
4. 労働時間の短縮や休業制度の充実などを進め、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
5. 子供の頃から家事、育児、介護などを体験する機会を増やすこと
6. 男性が参加しやすい料理教室や子育て講座などを充実すること
7. その他（ ）
8. 特に必要ない

働くことについておたずねします

問 14 一般に、女性が職業を持つことについて、次のどれが望ましいと思いますか。〔〇は1つ〕

1. 職業を持ち、結婚や出産に関わらず仕事を続ける
2. 結婚や出産を機にいったん退職し、育児が一段落したら、再び職業を持つ
3. 結婚を機に退職し、後は職業を持たない
4. 出産を機に退職し、後は職業を持たない
5. 職業を持たなくてよい
6. その他（ ）
7. わからない

問 15 令和4年度の「管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合」は12.7%※でしたが、女性管理職の割合を増やすために、どのようなことが必要だと思いますか。〔〇は3つまで〕

※出典：令和4年度雇用均等基本調査(厚生労働省)

1. 家庭（育児・介護等）とキャリアアップの両立に向けた研修の実施
2. 男性の育児休業や時短勤務の推進、保育環境の整備など、女性が働きやすい環境を整備
3. 管理職の負担軽減
4. 異動希望申告制度などを活用した人事配置によるキャリア形成の支援
5. 女性に対する評価・給与制度の見直し
6. 女性管理職の割合を増やす必要はない
7. その他（ ）
8. わからない

- 問 16** (働いている方に) あなたの今の職場では、性別によって差があると思いますか。
 (働いていない方に) 一般に、職場では、性別によって差があると思いますか。
 [(1)～(9)それぞれに、○は1つ]

	男性の方が 優遇されている	女性の方が 優遇されている	平等である	わからない
(1) 募集・採用	1	2	3	4
(2) 賃金	1	2	3	4
(3) 仕事の内容	1	2	3	4
(4) 昇進・昇格	1	2	3	4
(5) 管理職への登用	1	2	3	4
(6) 能力評価(業績評価・人事考課など)	1	2	3	4
(7) 研修の機会や内容	1	2	3	4
(8) 働き続けやすい雰囲気	1	2	3	4
(9) 育児休業・介護休業などの取得のしやすさ	1	2	3	4

- 問 17** 出産・子育て・介護などの理由で、女性が仕事を辞めずに働き続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。[○は3つまで]

1. 育児休業・介護休業制度の充実 2. 企業経営者や職場の理解 3. 労働時間の短縮、フレックスタイム制などの柔軟な勤務制度の導入 4. 子育てや介護のための支援の充実 5. 夫、パートナーなど家族の理解や家事、育児、看護などへの参加 6. その他 () 7. わからない
--

- 問 18** 出産・子育て・介護などで仕事を辞めた後、再就職を希望する女性が、再就職しやすくなるためには、どのようなことが必要だと思いますか。[○は3つまで]

1. 就職情報や職業紹介などの相談機関の充実 2. 技能・技術を身につけるための研修や職業訓練の機会の充実 3. 育児や介護などによる退職者を同一企業で再雇用する制度の普及 4. 企業経営者や職場の理解 5. 労働時間の短縮やフレックスタイム制などの柔軟な勤務制度の導入 6. 育児や介護のための施設やサービスの充実 7. 夫、パートナーなど家族の理解や家事、育児、看護などへの参加 8. その他 () 9. わからない

問 19 今後、男性が育児休業や介護休業をとりやすくするためには、どのようなことが必要だと思いますか。〔〇は3つまで〕

1. 男性が育児休業・介護休業を取得することについて、社会的評価を高める
2. 業務引き継ぎがスムーズにできるような職場の体制づくり
3. 企業経営者や職場の理解
4. 子育てや介護のための支援の充実
5. 妻、パートナーなど家族の理解
6. その他（ ）
7. わからない

教育についておたずねします

問 20 一般的に子供には、どの程度の学歴が必要だと思いますか。女の子、男の子、どちらについても教えてください。〔〇はそれぞれ1つ〕

女の子（〇は1つ）	男の子（〇は1つ）
1. 中学校・支援学校中学部	1. 中学校・支援学校中学部
2. 高等学校・支援学校高等部	2. 高等学校・支援学校高等部
3. 専門・専修学校	3. 専門・専修学校
4. 短期大学・高等専門学校	4. 短期大学・高等専門学校
5. 大学	5. 大学
6. 大学院	6. 大学院
7. その他（ ）	7. その他（ ）
8. わからない	8. わからない

問 21 男女共同参画を推進していくために、学校、特に小・中・高等学校等でどのようなことが必要だと思いますか。〔〇は3つまで〕

1. 男女平等に関する教職員研修を行う
2. 校長や副校長、教頭に女性を増やしていく
3. 学校生活での児童・生徒の役割分担を男女同じにする
4. 生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるよう配慮する
5. 男女平等の精神に基づく性教育の充実に努める
6. セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)についての理解を深めるような授業をする
7. 出席簿、座席、ロッカーの順番など、男女を分ける習慣をなくす
8. 保護者会などを通じ、男女平等に関する教育への保護者の理解を深める
9. 学校教育の中で行う必要はない
10. その他（ ）
11. わからない

防災対策・災害復興対策についておたずねします

問 22 災害時において、性別や年齢などによる違いや多様性に配慮するために必要なことは、どのようなことですか。〔〇は3つまで〕

1. 避難所運営のルール（区画割りや役割分担など）
2. 避難所の設備（トイレ、更衣室、洗濯干し場など）
3. 医療スタッフ等の配置（男女両方がいることやプライバシーの確保）
4. 災害時に支給する生活用品や食料品の種類や配り方（生理用品をトイレで配る等）
5. その他（ ）

問 23 問 22 で〇をつけたことを実現するために、平時や災害時に必要なことは、どのようなことですか。〔〇は3つまで〕

1. 避難所運営の責任者に、幅広い年齢層の男女がともに参画し、避難所運営や被災者対応に、男女両方の視点が入ること
2. 平時に、避難所の設備やルールについて幅広い年齢層の男女が参画し、話し合っておくこと
3. 平時から、性差や年齢等によって災害から受ける影響やニーズが違うことを教育や啓発で、知っておくこと
4. 災害時に、NPOやボランティアなど外部の支援を受け入れることで、円滑な避難所運営を目指す
5. 災害時に、女性専用、高齢者専用など性差や年齢等によるニーズによって避難所を分ける
6. その他（ ）

次のページからは「ハラスメント」や「暴力」について、ややデリケートな内容をおたずねします。
このような内容について不快感や不安感を感じられる方は、これらの設問には回答せず、13 ページの
問 33 まで進んでください。

セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力についておたずねします

問 24 あなたは、今までにセクシュアル・ハラスメントを見聞きしたり、あるいは自分自身が受けた事がありますか。
また、それはどのような内容でしたか。〔〇はいくつでも〕

	るこが自 と受分 がけ自 あた身	がし聞見 あたい あるこたり、 とり、	ない
(1) 容姿のことをからかわれた	1	2	3
(2) 未婚、既婚、離婚、妊娠などでからかわれた	1	2	3
(3) 性的なジョークや卑わいなことを言われた	1	2	3
(4) ヌード写真等を貼ったり、見せられたりした	1	2	3
(5) 体をさわられた	1	2	3
(6) 飲酒の席で、横に座らされたりお酌をさせられたりした	1	2	3
(7) 立場を利用した性的な誘いを受けた	1	2	3
(8) その他 〔差し支えなければ具体的にお書きください〕 ()	1	2	3

問 25 あなたは、セクシュアル・ハラスメントが同性間でも成立することを知っていますか。〔〇は1つ〕

1. 知っている	2. 知らない
----------	---------

問 26 あなたは、次のようなことが配偶者・パートナーの間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。それぞれについて、あなたの考えに近いものに〇をつけてください。
〔(1)～(8)それぞれに、〇は1つ〕

	力に あたる と思う	ど んな 場 合 で も 暴 力 に あ た る 場 合 も 、 そ う で な い 場 合 も あ る と 思 う	暴 力 に あ た る と は 思 わ な い	わ か ら な い
(1) 殴る、蹴る、平手で打つ	1	2	3	4
(2) 家具などの物にあたる、壊す	1	2	3	4
(3) おどす、暴言をはく、ばかにする	1	2	3	4
(4) 何を言っても無視し続ける	1	2	3	4
(5) 望まないのに性的な行為を強要する	1	2	3	4
(6) 許可なく本人の性的な写真や動画などを一般に公開する	1	2	3	4
(7) 自由にお金を使わせない、必要な生活費を渡さない、借金を強要する	1	2	3	4
(8) 友だちや身内とのメールや電話をチェックしたり、つきあいを制限したりする	1	2	3	4

配偶者（事実婚や別居中を含む）がいる（いた）方におたずねします。

配偶者がいたことがない方は問 28 へお進みください。

問 27 あなたはこれまでに、配偶者から次のようなことをされたことがありますか。

〔(1)～(6)それぞれに、○は1つ〕

	何 度 も あ っ た	あ っ た 1、 2 度	な い ま っ た く	わ か ら な い
(1) 殴る、蹴る、突き飛ばすなどの暴力を受けた	1	2	3	4
(2) 大声でどなられたり、言葉による暴力をあげられた	1	2	3	4
(3) 必要な生活費を渡さない、自由にお金を使わせないなどの経済的な制限を受けた	1	2	3	4
(4) 交友関係、電話・メール、SNSを細かく監視されたり、身内や友人との付き合いを制限された	1	2	3	4
(5) 性的な行為を強要されたり、避妊に協力してくれなかった	1	2	3	4
(6) 子供の前でばかにされたり、悪口を吹き込まれた	1	2	3	4

交際相手がいる（いた）方におたずねします。

交際相手がいたことがない方は問 30 へお進みください。

問 28 あなたはこれまでに、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。

〔(1)～(6)それぞれに、○は1つ〕

	何 度 も あ っ た	あ っ た 1、 2 度	な い ま っ た く	わ か ら な い
(1) 殴る、蹴る、突き飛ばすなどの暴力を受けた	1	2	3	4
(2) 大声でどなられたり、言葉による暴力をあげられた	1	2	3	4
(3) デートの費用やお金をいつも負担させられた	1	2	3	4
(4) 交友関係、電話・メール、SNSを細かく監視されたり、友人との付き合いを制限された	1	2	3	4
(5) 性的な行為を強要されたり、避妊に協力してくれなかった	1	2	3	4
(6) 子供の前でばかにされたり、悪口を吹き込まれた	1	2	3	4

問 28-1 問 28 で 1 か 2 (☐ 内) を選んだ方におたずねします。

そのような行為を受けたのはいつのことですか。[○はいくつでも]

1. 10 代未満のとき
2. 10 代のとき
3. 20 代のとき
4. 30 代のとき
5. 40 代以上のとき
6. わからない

問 29 問 27 または問 28 で、ひとつでも 1 か 2 (☐ 内) を選んだ方におたずねします。

そのような行為について、これまでに誰かにうち明けたり、相談したりしましたか。

[○はいくつでも]

1. 警察
2. 法務局・人権擁護委員
3. 配偶者暴力相談支援センター
(大阪府女性相談センター、子ども家庭センター、すいたストップDVステーションなど)
4. その他の公的機関(市役所、男女共同参画センターなど)
5. 民間の機関(支援グループなど)
6. 医療関係者(医師、看護師など)
7. 学校関係者(教員、スクールカウンセラーなど)
8. 家族、親戚
9. 友人、知人
10. その他 ()
11. どこにも相談しなかった ☐ → 問 29-1 へ

問 29-1 問 29 で「11. どこにも相談しなかった」を選んだ方におたずねします。

どこにも相談しなかったのはなぜですか。[○はいくつでも]

1. どこに(誰に)相談したらよいのかわからなかった
2. 誰にも言えなかった
3. 相談しても無駄だと思った
4. 相談したことがわかれると仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思った
5. 自分さえ我慢したら、なんとかこのままやっていけると思った
6. 相談先の担当者の言動により不快な思いをすと思った
7. 世間体が悪い
8. 他人を巻き込みたくない
9. そのことについて思い出したくない
10. 自分にも悪いところがある
11. 相談するほどのことではないと思った
12. その他 ()

この後の質問からは、再度全員におたずねします。

問 30 ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者や交際相手などからの暴力）について、あなたが相談できる窓口としてどのようなものを知っていますか。【〇はいくつでも】

1. 警察
2. 法務局・人権擁護委員
3. 配偶者暴力相談支援センター
(大阪府女性相談センター、子ども家庭センター、すいたストップDVステーションなど)
4. その他の公的機関（市役所、男女共同参画センターなど）
5. 弁護士
6. 民間の機関（支援グループなど）
7. 医療関係者（医師、看護師など）
8. その他（ ）
9. ひとつも知らない

問 31 ドメスティック・バイオレンスを防ぐためには何が必要だと思いますか。【〇はいくつでも】

- | | |
|---------------------------------|--------------------|
| 1. 法律の罰則を強化する | 2. 相談できるところを増やす |
| 3. 市民に対する啓発や情報提供を行う | 4. 加害者に対する啓発を行う |
| 5. 被害を受けた場合に避難できる場所(シェルター)を確保する | 6. 男性も女性も、経済的に自立する |
| 7. 子供の時から暴力を許さない教育を進める | 8. その他（ ） |
| 9. わからない | |

問 32 あなたが、女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてですか。【〇はいくつでも】

1. 夫やパートナーからの妻などへの暴力（殴る、蹴る、無視する、大声でどなるなど）
2. 職場、学校、地域活動などにおけるセクシュアル・ハラスメント
3. ストーカー、ちかん行為
4. 女性のヌード写真などを掲載した雑誌
5. 女性の体の一部や媚びたポーズ・視線を、内容に関係なく使用した広告など
6. 女性の容ぼうを競うミス・コンテスト
7. 「婦人」、「未亡人」のように女性にだけ用いられる言葉
8. 買売春
9. 女性の働く風俗営業
10. その他（ ）
11. 特にない
12. わからない

男女共同参画社会の実現についておたずねします

「男女共同参画社会」とは、男女が、お互いにその人権を尊重しながら、性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる社会をいいます。

問 33 この男女共同参画社会を推進していくために、今後どのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。〔〇はいくつでも〕

1. 男女平等を目指した制度や施策の制定や見直しを行う
2. 女性を政策決定の場に積極的に登用する
3. 地域で活動する女性のリーダーを養成する
4. 職場における男女の均等な取り扱いについて啓発し、徹底を図る
5. 妊娠や出産に関わる機能を保護するための施策を充実する
6. 女性の就労の機会を増やしたり、女性の職業教育や職業訓練を充実する
7. 保育の施設・サービスや、高齢者や病人の介護施設・サービスを充実する
8. 学校教育や社会教育・生涯学習の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する
9. 女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、教育などを充実する
10. 各国の女性との交流や情報提供など、国際交流を推進する
11. 新聞・テレビなどの各メディアに対し、男女平等を働きかける
12. 女性に対する暴力防止のための施策を充実する
13. その他（ ）
14. 特になし
15. わからない

問 34 次の「ことがら」や「ことば」を知っていますか。
 [(1)～(15)それぞれに、○は1つ]

	知 つ て い る	あ る 聞 い た こ と が	知 ら な か つ た
(1) 男女共同参画社会基本法	1	2	3
(2) 女性活躍推進法	1	2	3
(3) 吹田市男女共同参画推進条例	1	2	3
(4) すいた男女共同参画プラン	1	2	3
(5) すいたストップDVステーション(DV相談室)	1	2	3
(6) W(ダブル)リボンマーク	1	2	3
(7) デートDV	1	2	3
(8) 面前DV	1	2	3
(9) ダイバーシティ(多様性)	1	2	3
(10) LGBT(セクシュアル・マイノリティの総称のひとつ)	1	2	3
(11) ジェンダー(社会的、文化的性差)	1	2	3
(12) ジェンダーギャップ指数(男女間の格差を健康、教育、経済、政治の4分野の指標を用いて測定した指数)	1	2	3
(13) アンコンシャス・バイアス(無意識・無自覚の差別や偏見)	1	2	3
(14) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	1	2	3
(15) SDGs(持続可能な開発目標)	1	2	3

吹田市立男女共同参画センター デュオについておたずねします

「吹田市立男女共同参画センター デュオ」は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取り組みを支援するための拠点施設です。

問 35 あなたは、「吹田市立男女共同参画センター デュオ」を知っていますか。〔〇は1つ〕

- | | |
|----------|--------------------|
| 1. 知っている | 2. 知らない ……→ 問 36 へ |
|----------|--------------------|

↓
問 35-1 あなたは、「吹田市立男女共同参画センター デュオ」を利用したことがありますか。
〔〇は1つ〕

- | | |
|--------------|-------------------------|
| 1. 利用したことがない | 2. 利用したことがある ……→ 問 36 へ |
|--------------|-------------------------|

↓
問 35-2 利用したことがないのは、なぜですか。〔〇はいくつでも〕

- | | |
|------------------|-------------------------|
| 1. 交通が不便 | 2. 利用したい時間(曜日)に開館していない |
| 3. 参加したい講座等がない | 4. 利用したい情報等がない |
| 5. 利用したい部屋・設備がない | 6. 男女共同参画センターについての情報がない |
| 7. 場所がわからない | 8. 抽選にあたらぬ |
| 9. その他 () | 10. 特に理由はない |

問 36 「吹田市立男女共同参画センター デュオ」ではさまざまな講座を開催しています。

次のテーマの中で、今後実施してほしいテーマがあれば選んでください。〔〇は3つまで〕

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 料理など暮らしの技術 | 2. 地域活動 |
| 3. 法律・経済・政治など | 4. キャリアアップ・就労支援 |
| 5. ワーク・ライフ・バランス | 6. コミュニケーション |
| 7. 健康・福祉・介護 | 8. 子育て |
| 9. 暴力防止 | 10. その他 () |

困難な問題を抱える女性への支援についておたずねします

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援法）が施行されました。一人一人のニーズに応じた支援を行い、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目指すための法律です。

問 37 あなたは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）が施行されたことを知っていますか。〔〇は1つ〕

- | | | |
|----------|---------------------|---------|
| 1. 知っている | 2. 聞いたことはあるが内容は知らない | 3. 知らない |
|----------|---------------------|---------|

問 38 困難な問題を抱える女性※が、支援につながりやすい体制をつくるために、必要だと思う取り組みは何ですか。〔〇はいくつでも〕

※法律では、「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）と定義されています。

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 学校内での相談体制整備 | 2. 市民に対する啓発や情報提供を行う |
| 3. メールやSNSによる相談窓口の拡充 | 4. 休日や夜間の相談窓口の拡充 |
| 5. 同年代の女性相談員による相談受け付け | 6. いつでも安心して休める居場所づくり |
| 7. 支援を行う関係機関の連携強化 | 8. アウトリーチ※による早期発見 |
| 9. その他（ ） | 10. わからない |

※訪問、巡回など積極的に対象者がいる場所に出向いて働きかけること。

男女共同参画に関することで、吹田市へのご意見・ご要望がありましたらご自由にお書きください。

最後までアンケートにご回答いただきまして、誠にありがとうございました。



吹田市 イメージキャラクター
すいたん